

中間とりまとめのためのたたき台(7)

第1 合意管轄・応訴管轄

合意管轄及び応訴管轄（注）に関する一般的な規律は設けないものとする。

（注） 合意管轄とは、当事者の合意により、法定管轄のない国（の裁判所）に管轄を創設することを認める規律（又は合意された国以外の国の法定管轄を排除することを認める規律）を、応訴管轄とは、被告が国際裁判管轄の欠缺を主張することなく本案について応訴した場合に、当該国の管轄権を認める規律を指す。なお、これらに類する規律も含む趣旨である。

（補足説明）

部会資料5-2から変更はない。

ただし、遺産の分割に関する審判事件（部会資料8-3参照）及び家事調停事件（離婚及び離縁の訴えを除く人事に関する訴えについての調停事件を除く。）については、個別に合意管轄に類する規律を認めることを提案している。なお、前回の部会での議論において、離婚に関する訴え、婚姻に関する訴え、財産分与事件については、合意管轄に類する規律を更に検討することとされたところである。

第2 併合請求（併合申立て）等における管轄権

- ① 一の人事に関する訴えで一個の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする（注1）。
- ② 一の家事審判の申立てで一の事項について審判を求める場合も、①と同様とするものとする。
- ③ 一の家事調停の申立てで一の事項について調停を求める場合も、①と同

様とするものとする。

- ④ 一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該人事訴訟の被告に対する当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求とをする場合において、日本の裁判所が人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときは、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。
- ⑤ 離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと併せて親権者の指定に関する処分（注2）についての裁判の申立てをする場合には、日本の裁判所が親権者の指定に関する処分（注3）について管轄権を有しないときであっても、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えに係る請求について日本の裁判所が管轄権を有するときは、日本の裁判所は、親権者の指定に関する処分についても管轄権を有するものとする（注4）。

（注1） ①から③までに関し、一個の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする場合及び一の事項について審判又は調停を求める場合以外に、具体的な事案における密接関連性が認められる場合にも併合管轄を認めるべきか否かにつき、更に検討する。

（注2） 親権者の指定に関する処分とは、親権者の指定又は変更の審判事件（家事事件手続法別表第二の8の項）のうちの親権者の指定についての裁判（親権者の指定又は変更の審判事件のうち、民法第819条第5項（同法第749条において準用する場合を含む。）に関する審判事件）をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注3） 子の監護者の指定その他の監護に関する処分についても併合管轄を認めるべきか否か、認めるとした場合に、典型的に併合管轄を認めるか、事案の内容に着目した関連性を要求すべきかについては、更に検討する。

（注4） 明文の規定を設ける必要があるか否かについては、更に検討する。

（補足説明）

1 部会資料5-2からの変更点

(1) 本文①から③までについて

部会資料5-2では、人事訴訟に係る請求又は審判若しくは調停を求めらるる事項間の密接関連性を要件として客観的併合における併合管轄を認め、主観的併合における併合管轄は権利義務が共通であるか又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに認めるとの規律を提案していたが、本文では、併合管轄を認める場合を、一個の身分関係の形成又は存否の確認をする場合（本文①）、一の事項について審判を求める場合（本文②）又は一

の事項について調停を求める場合（本文③）に限ることとし、本文（注1）として、これらの他、具体的な事案との関係で密接関連性が認められる場合にも併合管轄を認めるべきか否かを更に検討することとした（注）。

（注） 併合管轄を認めるか否かを検討するに当たっては、我が国の人事訴訟においては、判決確定後は同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができないとされていること（人事訴訟法第25条。なお、同条を手続法と解するか実体法と解するかという問題があるが、手続法であり、我が国の人事訴訟法が常に適用されると解される可能性が高いとの指摘があった。）との関係を踏まえて議論すべきであるとの意見があった。本文①のように、身分関係の同一性を要件として併合管轄を認めるのであれば、この点に関する特段の不都合はない。

もともと、人事訴訟法第25条の適用は「当該人事訴訟において請求又は請求の原因を変更することにより主張できた事実に基づいて」いることが前提となっているため、併合管轄を認めないことにより併合請求ができないものについては、同条の規律が及ばないものと解することも考えられるため、どのような見解によっても、この規律による不都合は生じないと解することもできる（反訴についても同様である。）。

（3） 本文④について

部会資料5-2では、我が国の裁判所が人事訴訟に係る請求の管轄権を有する場合に、その請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求についても管轄権を認める規律を提案していたが、主観的併合となる場合を含まないことを明示する趣旨で、「当該人事訴訟の被告に対する」損害賠償請求をする場合との限定を加えた。

（4） 本文⑤について

部会資料5-2では、我が国における附帯処分等に相当する処分（年金分割事件を除く。）について、密接関連性を要件として離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えとの併合管轄を認める規律を提案していたが、親権者の指定については密接関連性を要件とせずこれを認める案とし、財産分与についてはこれを削除し、また、子の監護者の指定その他の監護に関する処分についてはこれを本文からは削除した上で本文（注3）として引き続き検討するとの提案に改めている。

2 検討を要する事項

(1) 本文①から③までについて

部会5-2においては、人事訴訟事件、家事審判事件、家事調停事件につき、客観的併合における併合管轄を密接な関連性があるときに限り認めるとの提案をしていた。

部会においては、対象となる身分関係が一個の場合を除いて併合管轄を認めることに批判的な意見が多かったが、例えば離婚の訴えと妻の父との間の離縁の訴えとを併合する場合に、両者の事実上の原因が同一である場合等、具体的事案における密接関連性が認められれば併合管轄を認めて良いとする意見も存在した。

以上を踏まえ、本文では一個の身分関係の形成又は存否の確認をする場合、一の事項について審判又は調停を求める場合にのみ併合管轄を認める案を提案した上で、本文の(注1)として、これらの場合以外にも具体的な事案における密接関連性があれば併合管轄を認めるか否かは更に検討することとしているが、この点について、どのように考えるか。

(2) 本文④について

部会においては、関連損害賠償請求について併合管轄による管轄権を認めることについては大きな反対はなかったものの、人事訴訟に係る身分関係の当事者以外の第三者が損害賠償請求事件の当事者となる場合が含まれるとも解し得ること(注)には批判的な意見が強かった。

本文では、上記のような議論を踏まえ、主観的併合となる場合を含まないことを明示した上で、関連損害賠償請求について併合管轄を認める規律を提案している。

(注) 国内管轄に関する人事訴訟法第17条については、人事訴訟の当事者以外の第三者に対して損害賠償請求をする場合(主観的併合を伴う場合)でも併合管轄を認めるとするのが判例(最判昭和33年1月23日家月10巻1号11頁)である。

(3) 本文⑤について

ア 親権者の指定について

部会においては、①我が国の民法のように離婚又は婚姻取消しとそれに伴う親権者の指定とを同時にすべきものとしているような法制の下においては、親権者の指定は離婚又は婚姻取消しの効果というべきものであって、離婚又は婚姻取消しとは別個に「親権者の指定」に係る管轄と

いうものを観念することはないとする見解（注1）、②離婚又は婚姻取消しと親権者の指定とは別個に管轄を検討すべきであることを前提に、親権者の指定について子の住所地国のほか離婚又は婚姻取消しの訴えについての管轄国にも管轄を認める見解（注2）、③離婚又は婚姻取消しと親権者の指定とは別個に管轄を検討すべきであることを前提に、離婚に伴う親権者指定の場合には離婚又は婚姻取消しの訴えの管轄国にも管轄を認める見解（併合管轄を認める見解）、④離婚又は婚姻取消しと親権者指定とは別個に管轄を検討すべきであることを前提に、子が我が国に住所地を有しない場合には、親権者の指定について我が国の管轄権を認めない見解（注3）があった。

この点に関しては、我が国の法制において離婚又は婚姻取消しとそれに伴う親権者の指定とを同時にすべきものとしている以上、我が国が離婚又は婚姻取消しの訴えについて管轄権を有する場合には、親権者の指定についても我が国の管轄権を認めることには一定の合理性があると考えられる。

我が国が離婚又は婚姻取消しの訴えについて管轄権を有する場合に親権者の指定についても管轄権を認めるためにどのような規律とすべきかについては、上記③の見解からは、併合管轄に係る規定が必要となる一方で、上記①の見解のように別個に管轄を考える余地がないと考えるのであれば、そもそも本来併合管轄に係る規定を置くべきではなく、また、上記②の見解によるのであれば（注4）、併合管轄に係る規定を設ける必要はないことになる。

以上を踏まえ、我が国が離婚又は婚姻取消しの訴えについて管轄権を有する場合には、親権者の指定についても我が国の管轄権を有する規律を提案することとした上で、本文の（注4）として、その旨の規定が必要か否かについては、更に検討することを提案している。

この点について、どのように考えるか。

（注1） 上記①の見解については、離婚又は婚姻取消しの訴えの管轄国で親権者指定の処分をすることが子の福祉に著しく反する場合には、離婚又は婚姻取消しの訴え自体を特別事情により却下する余地があるとの指摘があった。

（注2） なお、「子の利益にかなう場合など」と一定の限定を付した上で、親権者の指定について、離婚又は婚姻取消しの訴えの管轄国に管轄権を認める意見もあった。

（注3） 上記④の見解からは、外国（親権者の指定の管轄権を有する国）で親権

者の指定の審判を得るのを待って我が国で離婚の裁判をすれば良いとする意見もあったが、当該外国の裁判所が、我が国（離婚管轄国）の裁判所の裁判の確定を条件とする親権者の指定の審判をしてくれるとは限らない上、親権者の指定をするまで我が国での離婚訴訟を中止等しておくことは不当であるとの批判があった。

(注4) なお、上記②の見解のうち、上記(注2)のように「子の利益にかなう場合など」と一定の限定を設ける見解については、上記④の見解同様、我が国が離婚又は婚姻取消しの訴えについて管轄権を有する場合でも親権者の指定について我が国の管轄権が認められない場合が生じる。

イ 子の監護者の指定その他の監護に関する処分について

子の監護者の指定その他の監護に関する処分については、人事訴訟法上、離婚の訴え等との同時一体的解決が許容されているから、併合管轄を認めるべきであるとの賛成意見もあったが、「子の監護（又は親権）に関する処分の審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担の審判事件を除く。）」について、子の利益を重視して、子の住所地国に管轄権を認めるべきであるから、主に夫婦（親）間の利益等に着眼して決定される離婚の訴え等についての管轄権が認められれば上記事件についてまで管轄権を認めるということはすべきでなく、また、日本法が準拠法となる場合を想定すれば、親権者の指定とは異なり、離婚と同時に必ずしなければならないとはされていないことなどを考慮し、併合管轄を認めるべきではないとの反対意見も出された。

以上を踏まえ、子の監護者の指定その他の監護に関する処分について併合管轄を認める規律はこれを本文からは削除した上で、本文の(注3)として引き続き検討することを提案している(注)。

この点について、どのように考えるか。

(注) なお、上記ア②と同様に、子の監護権者の指定その他の監護に関する処分について、子の住所地国のほか離婚又は婚姻取消しの訴えについての管轄国にも管轄を認めるとの見解もあり得るところであり、そのような見解によれば、併合管轄を認めなくても、同時処理が可能であることとなる。

ウ 財産分与事件について

財産分与事件の管轄原因については、離婚の訴えを含む離婚に関する訴えの国際裁判管轄の管轄原因（なお、婚姻取消しの訴えを含む婚姻に

関する訴えも同様の管轄原因とすることを提案している。)と同様とすることを提案しているため、財産分与事件について併合管轄を認める必要がないものと考えられる。

エ 年金分割事件（厚生年金保険法第78条の2第2項についての請求すべき按分割合に関する処分の審判事件）について

年金分割事件について我が国の専属管轄とするのであれば、併合管轄によって管轄権を取得することを認めるべきではないし、また、同事件に係る国際裁判管轄に係る規律について解釈に委ねるものとした場合でも、これを我が国の専属管轄と解する見解があり得る以上、併合管轄によって管轄権を取得する旨の規定を置くべきではないと考えられる。

第3 反訴

日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、被告は、一個の身分関係の形成又は存否の確認を目的とするときに限り（注）、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができるものとする。

（注） 一個の身分関係の形成又は存否の確認を目的とすることに加えて、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限定するか否かについては、更に検討する。

（補足説明）

1 部会資料5-2からの変更点

部会資料5-2では、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに、本来管轄権を有しない反訴についても管轄権を認める規律を提案していたが、これを一個の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする場合にのみ反訴の管轄権を認める規律と改めた。

2 検討すべき事項

(1) 反訴の管轄権を認める要件

ア 部会資料5-2では、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに、本来管轄権を有しない反訴についても管轄権を認める規律を提案していたが、部会において、本訴の目的で

ある請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときについて広く管轄権を認めるべきではないとの意見があったことを踏まえ、一個の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする場合にのみ反訴による管轄権を認める規律を提案することとしている。

この点について、どのように考えるか。

イ また、本訴原告が、本訴被告が離婚届を無断で提出したとして協議離婚無効確認訴訟を提起し、これに対して本訴被告が離婚の訴えを反訴として提起した場合、反訴による管轄権を認めることは不当であるとの指摘があり、このような場合については、反訴による管轄について、本訴請求又は防御方法との密接関連性を要求することで反訴による管轄の対象から外すことができるとの指摘がされた。

これに対して、本訴原告が我が国において裁判を行うことを決断した以上、それと同一の身分関係に関する紛争は我が国で行えるものとするべきであるとの意見もあった。

本文では、紛争の一回的解決の観点から、一個の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする場合であれば反訴による管轄権を認める後者の意見に基づく提案を行い、本文の（注）として、前者の意見を踏まえて本訴請求又は防御方法との密接関連性をも要求することを更に検討することとしている。

この点について、どのように考えるか。

(2) 「反対申立て」の管轄権に係る規律の要否

部会においては、反訴（訴え）に係る規律だけでなく、家事審判又は家事調停における反対申立てに係る規律を設ける必要があるか否かを検討すべきであるとの指摘があった一方で、反訴に係る規律と同様に一個の「事項」に係る紛争に限定するとした場合、家事審判や家事調停において反対申立て自体が必要であるのか否かを検討すべきとの意見があったほか、家事事件手続法にはそもそも反対申立てに係る規定が存在しないことに照らして、反対申立てを前提とした規律を設けることが適切か否かを検討する必要があると考えられる。

第4 緊急管轄

【甲案】 人事に関する訴え又は家事審判若しくは家事調停の申立てについて（注1）、他の国際裁判管轄に関する規定によれば日本の裁判所が管轄権を有しないこととなる場合であっても、日本において訴えを提起し又は申立てをする以外に原告又は申立人の審理及び裁判を受ける権利を実現することが著しく困難であり（注2）、かつ、その訴え又は申立てが日本に関連があるときは、裁判所は、その訴え又は申立てについて、管轄権を有するものとする。

【乙案】 特に規律を設けないものとする。

（注1） 人事に関する訴えとは、人事訴訟法第2条各号に掲げる訴えその他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えをいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

家事審判とは、家事事件手続法別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに同法第二編に定める事項についての審判をいい、家事調停とは、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（同法別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）についての調停をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2） 考慮要素等を具体的に例示するか否か、例示とした場合の具体的な在り方について、更に検討する。

（補足説明）

1 部会資料6-1からの変更点（甲案）

いわゆる緊急管轄を肯定するための具体的要件又は具体的考慮要素については今後の検討に委ねる趣旨で修文し、本文の（注2）として当該具体的考慮要素等については更に検討することとした。また、「権利」を実現することが著しく困難であるときとの表現を、「審理及び裁判を受ける権利」と改めた。

また、事件と我が国との関連性に関する要件について、「密接な関連があるとき」としていたものを、「関連があるとき」であれば足りるものと改めた。

2 検討すべき論点

(1) 緊急管轄に関する総論的な規定を設けることの可否

緊急管轄に関する総論的な規定を設けるか否かについては、各論的な単位事件類型における管轄原因の広狭及び緊急管轄に類する規律の有無との関係、緊急管轄に関する規定を設けていない民事訴訟法との平仄及び民事訴訟法の解釈に与える影響、解釈による対処可能性の有無、必要十分かつ

適切な規定を設けることが可能であるか否かなどを含め、様々な見解があった。

このような状況を踏まえ、本文では、規定を設けるとする【甲案】と規定を設けずに解釈に委ねるとする【乙案】とを両論併記することとしている。

もっとも、【甲案】については、特に、財産権上の訴えの国際裁判管轄においては、緊急管轄に関する規律は設けず、必要な場合には解釈によりこれを認めることとされているところ、人事訴訟事件及び家事事件についてのみ緊急管轄に関する規定を設けることが適当であるのか否かについては、更に慎重な検討を要するとの指摘もある。

この点について、どのように考えるか。

(2) 規定を設けるとした場合の具体的な規定の在り方

ア 原告又は申立人の権利実現の困難性の要件について

部会資料6-1においては、緊急管轄を認める要件として、一定の理由により、日本において訴えを提起し又は申立てをする以外に原告又は申立人の権利を実現することが著しく困難であることを要求する案を提案していた。これに対しては、単に「権利」の実現が困難であるとする、本来的管轄国で裁判をした場合における準拠法の内容が原告又は申立人に不利であるという場合が含まれるようにも読めるが、そのような場合に緊急管轄を認めることは不当である（注）から、そこにいう「権利」は手続法的なものであることを示すべきであるとの見解と、反対に、手続的なものだけでなく実体的な権利実現をも重視すべきであるとの見解とが示された。また、権利実現の困難性の要件について、要件としてこれを具体化することの困難性から、要件の具体化ではなく考慮要素の例示によって予見可能性を高めるべきであるとの指摘もあった。

以上の点を踏まえ、本文甲案では、日本において訴えを提起し又は申立てをする以外に原告又は申立人の審理及び裁判を受ける権利を実現することが著しく困難であるとの要件を提案した上で、本文の（注2）として、考慮要素を具体的に列挙することで予見可能性を高めることを更に検討するとの案を提案している。

この点について、どのように考えるか。

（注） 本来的管轄国で裁判をした場合において準拠法となる実質法においてはおよそ離婚が認められていないなどの極限的な場合については、準拠法の内容

の有利不利との観点ではなく、そのような準拠法による判決は公序に反して我が国の承認可能性がないため、実効的な管轄地がないと解せば足りるとの指摘があった。

イ 我が国との関連性の要件について

部会資料6-1においては、緊急管轄を認める要件として、さらに、我が国との密接関連性を要求する案を提案していた。これに対しては、密接関連性がある場合は通常の管轄原因で我が国に管轄が認められるはずであるから、密接関連性までを要求することはすべきでないとする指摘があり、更に、我が国との関連性すらも必要でないとする見解も示された。もっとも、後者の見解に対しては、他の国での審理及び裁判を受ける権利を実現することが著しく困難であるからとあって、事案との関連性のない場合にまで我が国の管轄権を認めるのは不当であるとの指摘もあり得る。

以上のような状況を踏まえ、本文甲案では、我が国との関連性があれば足りるとの案を提案している。この点について、どのように考えるか。

第5 特別の事情による訴え（申立て）の却下

裁判所は、人事に関する訴え又は家事審判若しくは家事調停の申立てについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、その訴えの被告又はその申立ての相手方となる当事者の負担の程度、証拠の所在地、その訴え又は申立ての当事者でない未成年の子がいるときはその利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴え又は申立ての全部又は一部を却下することができるものとする。

ただし、その訴え又は申立てが我が国の専属管轄となる場合又は我が国にのみ管轄権が認められる場合には、上記却下をすることができない。

(補足説明)

部会資料6-1では「家庭裁判所は」となっていたものを、「裁判所は」と改めた。また、部会での議論を踏まえ、未成年者である子の利益を考慮要素として明示することとした。さらに、ただし書として、我が国の専属管轄と

なる場合及び管轄規定によれば我が国にのみ管轄権が認められる場合には、特別の事情による却下ができないとする規律を追加した。

第6 国際裁判管轄の調査方法

裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

(補足説明)

部会資料6-2から変更はない。

第7 管轄決定の基準時

人事に関する訴えにおける日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定めることとし、家事審判事件又は家事調停事件における日本の裁判所の管轄権は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあった時又は職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定めることとする。

(補足説明)

部会資料6-2から変更はない。

第8 訴え（申立て）の競合

【甲案】 外国の裁判所に係属する事件と同一の事件について、日本の裁判所に人事に関する訴えの提起又は家事審判の申立てがあった場合において、当該外国の裁判所の裁判が承認されることとなると見込まれるときは、日本の裁判所は、申立てにより又は職権で、その事件の裁判が確定するまで訴訟手続又は家事審判の手続を中止することができるものとする。

裁判所の上記中止の決定に対しては、当事者（中止を申し立てた当事者を除く。）は、即時抗告をすることができるものとする。

【乙案】 特に規律を設けないものとする。

(補足説明)

1 部会資料6-1からの変更点(【甲案】について)

中止命令に対して不服申立て(即時抗告)ができる旨を明示した。

2 検討すべき論点

(1) 規律を設けることの当否

国際的訴訟(手続)競合の規律を設けることに対しては、当事者が二重の手続負担を負うことを避けるべきとの観点から、民事訴訟法には国際的訴訟競合の規律が設けられなかったことを踏まえても、規律を設けることを支持する意見があった(注1)一方で、承認可能性の予測が困難であること、中止に係る規律(注2)を認めると国内訴訟の遅延を招くおそれがあることなどの観点から、消極的な意見も出された(注3)。

本文では、部会での議論を踏まえ、国際的訴訟(手続)競合に関する規律を設けるとする【甲案】と規定を設けずに解釈に委ねることとする【乙案】との両論を提示している。この点について、どのように考えるか。

(注1) 家事事件に関する国際的手続競合の規律は設けず、人事訴訟事件に関する国際的訴訟競合の規律のみを設ける余地もあるとの示唆もあった。

(注2) 国際的訴訟(手続)競合の効果として、訴え(申立て)を却下すべきとすることも考え得るが、それを支持する意見は出されなかった。

(注3) 「人事訴訟事件等についての国際裁判管轄に関する外国法制等の調査研究報告書」によれば、国際的訴訟(手続)競合の規律を有する国としてはスイスがあり、規律を有しない国(解釈等により対応している国を含む。)として、ドイツ、オーストリア、フランス、アメリカ合衆国がある。

(2) 規定を設けるとした場合の規律

ア 不服申立てとの関係

国際的訴訟(手続)競合に関する規律を設けるべきであるとする見解の多くは、裁判所の中止の決定に対しては不服申立てができると解すべきであるとの御意見であった。この部会における議論状況を踏まえ、本文では、規律を設けるとする【甲案】について、中止決定に対して不服申立てをすることができるとしている。

他方で、裁判所が中止とせず、期日を追って指定とし又は期間を空けて期日指定をすることが考えられるが、その場合には当事者からの不

服申立てをすることができないにもかかわらず、中止としたときにのみ不服申立てを認めることに対する疑問もあり得る。

イ 中止のための要件

本文では、承認予測説に基づいて、我が国で承認されるような判決に至ると予想される外国訴訟係属が既に生じている場合には我が国での後訴は認めないとの提案をしている。

他方で、部会においては、我が国での承認が予測されるからといって、訴訟係属の先後のみで優先劣後関係を判断することについて疑問も示された。

この点について、どのように考えるか。

第9 不服申立て

特に規律を設けないものとする。

(補足説明)

部会資料6-1から変更はない。

第10 家事調停事件の国際的管轄

① 裁判所は、離婚及び離縁の訴えについての調停事件並びにその他家庭に関する事件（人事に関する訴訟事件及び家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）（注1）についての調停事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

一 日本の裁判所が当該調停事件についての訴訟又は家事審判について管轄権を有するとき

二 相手方の住所が日本国内にあるとき

三 申立人の住所が日本国内にあるときであって、当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることに合意したとき（注2）

② 裁判所は、離婚及び離縁の訴えを除く人事に関する訴えについての調停事件について、日本の裁判所が当該調停事件についての訴訟について管轄

権を有するときは、管轄権を有するものとする。

(注1) 外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 合意管轄における付加的要件を申立人の住所地に限定することが適当か否かについて、更に検討する。

(補足説明)

1 部会資料6-1からの変更点

本文①の規律について、合意に相当する審判（家事事件手続法第277条以下）の対象となる、離婚及び離縁の訴えを除く人事に関する訴えについての調停事件を含めないこととし、上記離婚及び離縁の訴えを除く人事に関する訴えについての調停事件については、日本の裁判所が当該調停事件についての訴訟について管轄権を有するときにのみ管轄権を認める本文②の規律を追加した。

2 検討すべき論点

(1) 合意管轄における合意の時期等の限定の要否（本文①三について）

部会においては、合意管轄を認めた場合、合意の時期を制限すべきではないかとの御指摘もあった。これに対しては、調停事件においては、最終的な解決は当事者の意思に委ねられているため、人事訴訟又は家事審判の場合と異なり、合意の時期を制限する必要はないとの意見もあった。

本文①三では、合意の時期について特段の限定を設けない案を提示しているが、この点についてどのように考えるか。

なお、合意の方式については、民事訴訟法第3条の7第2項及び第3項と同趣旨の規律を設けるべきであると考えられるが、中間試案との関係では、やや技術的な点であるため、省略した（注）。

(注) 家事調停事件の管轄権を根拠として人事訴訟事件及び家事審判事件の裁判管轄権を肯定するか否かについては、これを否定することで特段の異論はなかった。

(2) 合意管轄における付加的要件（本文①三について）

部会においては、合意管轄を認める場合に我が国との関連性を必要とし、一定の付加的要件を設けることに反対する御意見はなかったが、付加的要件を申立人の住所地に限ることには消極的な御意見も示された。

上記のような意見を踏まえ、事案と我が国の関連性について、一定の要素に限定することなく、例えば、「申立てが日本に関連があるとき」などとすることも考えられる。他方で、管轄原因は極力明確に規定することが望ましいことからすれば、上記のような抽象的な規定はできる限り避けるべきとも考え得る。

本文①三では、付加的要件として申立人の住所地が我が国にあることを求める案を提示し、本文（注2）として、付加的要件を申立人の住所地に限定することについては引き続き検討することとしている。

この点について、どのように考えるか。

(3) 合意に相当する審判との関係（本文②について）

部会資料6-2では、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件についての調停事件すべてについて、相手方の住所地国の管轄権及び合意管轄による管轄権を認める案を提示したところ、部会において、合意に相当する審判の対象となる事件類型（離婚及び離縁の訴えを除く人事に関する訴えについての調停事件）については、当該調停事件についての訴訟について管轄権を有するときに該当しない場合には、管轄を認めるべきでないとの指摘が多数あった。

他方で、適法な異議の申立てをすれば合意に相当する審判が取り消されることから（家事事件手続法第280条）、合意に相当する審判の対象となる事件についても合意管轄等を認めてよいとする意見も紹介された。

本文②では、部会での議論状況及び合意に相当する審判の性質が人事訴訟の代用手続又は簡易手続であると考えられていることを踏まえ、離婚及び離縁の訴えを除く人事に関する訴えについての調停事件については、当該調停事件についての訴訟について管轄権を有するときに限り管轄権を有するとすることを提案するものである。

この点について、どのように考えるか。

(注) 家事事件手続法上、離婚及び離縁の訴えについての調停事件並びにその他家庭に関する事件（人事に関する訴訟事件及び家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）についての調停事件（本文①の規律に係る事件）については、調停に代わる審判（家事事件手続法第284条以下）の制度が存在するが、この点が、家事調停事件の国際的管轄に与える影響について、どのように考えるか。

以上

